

【次亜塩素酸水のご使用について】

「次亜塩素酸水（PH6.5 以下）」は、（独）製品評価技術基盤機構（NITE）及び経済産業省において、新型コロナウイルス除去の物品に対する有効性を検証した結果、一定の条件で有効性が確認されました。

次亜塩素酸水（電解型／非電解型）は、有効塩素濃度 35ppm 以上
ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かしたものは、有効塩素濃度 100ppm 以上

また、次亜塩素酸水の利用に当たっては以下の注意が必要です。

- ・ 汚れ（有機物：手垢、油脂等）をあらかじめ除去すること
- ・ 対象物に対して十分な量を使用すること
- ・ 使用に当たっては、製造事業者等が提供する安全情報や使用上の注意等を十分に踏まえて、適切に使用すること
- ・ 本検証試験は、物品に対する新型コロナウイルスへの消毒の有効性を検証したものであり、手指や皮膚等の消毒、空間噴霧の有効性・安全性については検証対象ではない

「本検討委員会における評価／結果の取り扱いについて」

・本委員会では、新型コロナウイルスに対する除去効果について、99.99%以上の感染価減少率を一つの目安として有効性の判断を行っている。しかしながら、抗ウイルス効果の基準はその目的や用途等の様々なケースで種々の異なる目安が設定されており、その中では今回用いた「99.99%以上」という目安は、より確実性を求めた厳しい設定との意見もある。消毒はその物資の効果だけでなく、特性に応じて適切な方法を用いることで十分な効果を発揮する場合もあるため、一定のマージンをもつ意味も含めて本報告では上記の目安を用いて検討を行ったものです。

・上記のような背景から、本報告において、ある物資の消毒方法（条件、濃度）が「有効」と判断されていないことをもって、直ちに新型コロナウイルスに対する不活化効果が「(全く)ない」という意味にはならないことにご留意をお願いいたします。

・なお、本委員会で行った有効性評価は、新型コロナウイルス対応に係る国民向け広報での活用を目的としたものであり、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（薬機法）、「食品衛生法」、その他の関連する法令等における評価を意味するものではありません。

株式会社コスモテック

参考: 新型コロナウイルスに対する代替消毒方法の有効性評価 [経済産業省]